

岡山保険センターニュース

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

自然災害と損害賠償の関係

自然災害や延焼による被害は原則自己責任!!

2018年は自然災害が相次いだ一年でした。豪雨をはじめ、日本列島を縦断した強力台風、大阪府北部や北海道胆振地方を震源とする大地震が発生しました。災害が発生すると自宅や車などの資産に損壊のリスクが生じます。これらの損壊とそれに対する賠償責任の有無について知っておく必要があります。



平成30年台風21号により吹き飛ばされ隣家に激突した屋根（大阪府） 提供：新日本保険新聞社

風災害での不可抗力による物損は所有者等へ賠償請求できない?!

台風などの風災害で、飛来物により自宅が損壊した場合、不可抗力による損害とみなされて、飛来物の所有者等には損害賠償責任は生じない可能性が高いと言われていま

す。こうした場合に備えて風災を補償するタイプの火災保険に加入しておけば、飛来物により屋根や窓など自宅が損壊した場合に補償を受けることができます。

一方で、例えば、自宅の屋根瓦の設置に不備や欠損があり、台風の影響で被害が出るかもしれないと



わかっていただのにも関わらず放置した結果、屋根瓦が飛んで他人の家の窓ガラスを割ってしまった場合等は責任を問われる場合があります。

大型の台風では、建物被害だけでなく、自動車も飛来物や横転等によって多くの被害を受けます。強風に煽られたトラックが横に駐車した自動車の後部フェンダーにぶつかり、後輪のホイールとともに破損。その修理費用は30万円余だったものの、幸い車両保険に入っていたために自己負担を免れた人もいました。自動車への備えといえは交通事故に対するもののイメージが強いですが、台風が強力・巨大化している昨今、風災に対する備えも十分にしておく必要があります。

隣家からの出火が原因の類焼損害についても自分で備えを!!

自然災害ではありませんが、災害ということでは火災も身近なリスクの一つです。火災の怖いところは、自分では気を付けていても、例えば隣の家の火災が自宅に延焼して被害を受ける可能性があることです。しかも、隣の家が火事になって火が燃え移り、自宅が火事になってしまっても隣の家に損害賠償を請求することができません。これは、重大な過失により発生させた火事でない限り、損害賠償責任を負わなくてもよいという定めのある「失火責任法」によるものだからです。

一般的に、災害での不可抗力による物損は賠償責任の対象にはなり得ません。自分の財産は自分で守らなければなりません。こうした災害等に対して火災保険や自動車保険での備えを図っておくことで、金銭的・精神的な負担が軽減されます。ご自分にあった保険はどういったものなのかなどについて、地域の保険代理店に相談することをおすすめします。



「そんぽADRセンター」とは？ 損害保険協会のお客様対応窓口で、専門の相談員が、交通事故に関するご相談、その他損害保険に関するご相談に対応しています。もちろん、災害に関連した相談対応もしています。

公的保険について知ろう!!

～「ねんきん定期便」で給付額をチェック!～

最近では定年以降もお仕事を続けられる方が多くなりました。人生100年時代といわれるなか、気になるのは老後の生活資金です。「ねんきん定期便」で給付額をチェックしておきましょう。

■年金だけで生活するのは厳しい時代?!

仕事を通じ社会とかわかりを持つことは生きがいでもあります。多くの方は“生活のため”という側面が強いのではないのでしょうか。なにしろ年金だけで生活するのは厳しい時代ですから、できるだけ働いて経済的なゆとりを持ちたいと思う方は多いはず。

とはいえ、歳を重ねると体調を崩したりして、思い通りに働くことができなくなる可能性も高まります。生活のためにはどのくらいの収入を、いつまで維持しなければならないのかを把握しておきたいものです。

■「ねんきん定期便」は生活設計に役立つ!!

そこでチェックしたいのが「ねんきん定期便」です。50歳以上の場合、老齢年金の見込額が掲載されていますので、今後の生活設計に役立ちます。右上に示したのが50歳以上の方に送られる「ねんきん定期便」です。いくつかの見るべきポイントがありますので解説しておきます。

なお、年金には細かなルールがありますので、今後の生活設計を踏まえ個別に専門家にご相談されることをお勧めします。

日本年金機構から送付される『ねんきん定期便』

(表面)

【「ねんきん定期便」の主なチェックポイント】

A：受給資格期間

老齢年金を受給するためには、Aが60歳時点で120か月以上であることが条件です。万が一不足する場合、60歳以降も働くあるいは年金制度に任意加入することで受給資格期間を満たすことも可能です。

B：特別支給の老齢厚生年金

男性昭和36年4月1日以前、女性昭和41年4月1日以前生まれの方で厚生年金加入者の方は、65歳よりも前に老齢年金の支給が始まります。これを「特別支給の老齢厚生年金」というので該当する方は確認しましょう。定年後に働く予定の方は、Bの金額の12分の1（1か月分）と給与を合算して28万円を超えると、その額の半分が老齢年金額からカットされます。ただしこれは60歳以降も厚生年金に加入して働いているからであり、自営業など厚生年金に加入しない働き方をしている場合は、カット（在職老齢年金）の対象となりません。

C：老齢年金見込み額

ねんきん定期便発行時点の給与額

が60歳まで継続することを前提とした老齢年金の見込み額が記載されています。従って、給与額に変動があると次年度のねんきん定期便の金額が変動します。なお、お勤めを継続している場合、老齢厚生年金と給与額の合算が48万円を超えると、在職老齢年金によるカットの対象となります。しかしながら、継続して厚生年金に加入した分は、年金受給開始の際に上乗せされます。老齢年金は、65歳より前に「繰り上げ」とすると減額され、65歳より後に「繰り下げ」とすると増額されます。例えば年金受給開始を65歳ではなく70歳に繰り下げると、年金額を1.42倍した金額を終身にわたり受け取れることになります。

D：老齢厚生年金

万が一、夫が死亡した場合、原則妻はDの75%を終身で受け取れますので、お子さんが成長したご家庭であれば、民間生命保険の見直しの参考になります。一方、医療や介護のリスクは高まりますので、公的保障を踏まえながら保険の見直しも実行のタイミングです。

すでに他人事ではないサイバーリスク！

「メールを開いたとたん、会社のパソコン内のファイルがすべて暗号化されてしまった！」「その後、『暗号化されたファイルを開く方法を知りたいければ、指定口座に〇〇万円を振り込め』という脅迫メールが来た！」こんなことがあなたの会社で起きたら、どうしますか？

●サイバー攻撃者の目的は？

サイバー攻撃を行う側の目的について見てみると、自分の技量をひけらかす目的で官公庁のホームページを改ざんするなどの愉快犯的なものから、パソコン内のデータを人質に取り身代金を要求するもの、企業機密や顧客情報など価値の高いデータを盗み出し転売や盗用をしようとするもの、怨恨目的で企業活動を妨害するものまでさまざまです。

「うちみたいな小さな会社はサイバー攻撃になんて遭わないよ」と思うのは間違いです。

インターネットにつながったパソコンを使って仕事をしている以上、すべての企業がサイバーリスクと無縁ではられません。

●サイバー攻撃を受けたらどうなるの？ 何をすればいいの？

たとえば、あなたの会社のパソコンが乗っ取られ、知らないうちに取引先にウイルスメールを発信してしまっていたら…。

「うちも被害者だ」と開き直って何もせずにいたら「あそこは危なっかしくて取引してられない」ということにもなりかねません。まずはどんな経路で侵入されたか、どのパソコンが乗っ取られたのかを調べる必要が

あります。これらの調査は専門業者へ依頼することになりますが、調べるパソコンの台数など



ウイルス対策ソフトの導入など
事前対策を！

によってはかなりの費用がかかります。

また、取引先の業務に支障が出れば、賠償請求を受ける可能性もあります。

そして、あなたの会社自体もパソコンのファイルが暗号化されて使えなくなったりするなど業務が停止することが考えられます。

事前対策としては、スパムメールを安易に開かないよう社内で徹底する、ウイルス対策ソフトを導入するなど、いざ起きた際には原因調査と適切な再発防止対策が必要です。

また、各種サイバー攻撃によって生じる費用・賠償・収益減少損害をカバーする保険が発売されていますので、ぜひ準備をされることをおすすめします。

代表的なサイバー攻撃

攻撃スタイル	代表的な攻撃
特定のターゲットを狙う	ランサムウェア：パソコン内部に侵入しファイルを暗号化、復元の対価として金銭を要求
負荷をかける	DDos攻撃：複数のパソコンから一気に大量アクセスを行い、対象のサーバーなどを使用不能にする
ソフトウェアなどの脆弱性を狙う	ゼロデイ攻撃：ソフトウェアなどの修正（セキュリティ更新）プログラムが未発表の脆弱性を悪用する攻撃

第二の心臓を鍛えて血行を促進し、冷え性を予防しよう!!

ふくらはぎは「第二の心臓」とも呼ばれており、鍛えることで血行促進や冷え症予防などの健康面での効果が見込めます。今回は下腿三頭筋の鍛え方として美脚が手に入る筋トレメニューとストレッチを紹介します。

身体のバランスを保つ筋肉を鍛えて疲れにくい脚を!

ふくらはぎは下腿三頭筋と言われており、ヒラメ筋と腓腹筋のふたつの筋肉によって構成されています。ヒラメ筋は主に底屈の働きをつかさどっており、日常生活で身体のバランスを保ったり、歩行において身体が前に倒れないように支えてくれたりする役割を担っています。非常に疲労が溜まりやすい部位で、鍛えることによって疲れにくい脚を手に入れることができます。

一方、腓腹筋とは、ふくらはぎの一番盛り上がっている部分の筋肉で、外側と内側のふたつに分かれており、アキレス腱から足首までを覆っています。歩く、走る、跳ぶ時などに重要な筋肉ですので運動するには鍛えておくべき筋肉です。

脚の鍛え方をマスターして下半身から活力たっぷりの体作りをしましょう。

①筋力トレーニング (右写真)

壁に手をついてまっすぐ立ち、足を肩幅の広さに開く。背筋をしっかりと伸ばしてつま先で立つようにかかとを上げる。

かかとが上がったら、1秒キープしてからゆっくりおろす。

30回を目安に行いましょう。



②ストレッチ (左写真)

片足を下げてかかとを地面につけて、前の膝を少しずつ曲げていく。ふくらはぎに刺激が届いたら10~20秒間停止する。逆の足も行いましょう。



同時
配信

アニメ『トータルプランナーのいる街』

<http://www.nihondaikyo.or.jp/news/pr2017.html>

特設ページで
動画公開



保険のことは、
日本代協加盟代理店の『損害保険トータルプランナー』へ

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

『損害保険トータルプランナー』は、一般社団法人日本損害保険協会が認定する最高峰の募集人資格です。損害保険に関連する法律・税務等の知識を基に、コンサルティングに関する知識や業務スキルを修得した保険募集のプロフェッショナルです。

何か困った時に思い出していただける代理店を目指します。



事故相談・法律相談・税務相談・不動産相談など

保険の総合コンサルタント

株式会社 岡山保険センター

〒703-8235 岡山市中区原尾島859-7
TEL (086) 273-2222(代) FAX (086) 273-9933
URL <http://www.okayama1.co.jp/>
E-mail info@okayama1.co.jp

損害保険・生命保険はもちろん、総合金融サービスを中心に、あらゆる角度から「安心」をサポート。

取扱保険会社

<損害保険>

損保ジャパン日本興亜・三井住友海上
あいおいニッセイ同和損保・セコム損保
ニューインディア・AIG損保

<生命保険>

メットライフ生命・ソニー生命・エヌエヌ生命
損保ジャパン日本興亜ひまわり生命
三井住友海上あいおい生命・ジブラルタ生命



日本代協は気候変動キャンペーン「Fun to Share」の
取組みに参画しています。



一般社団法人 日本損害保険代理業協会
ホームページアドレス <http://www.nihondaikyo.or.jp/>

